

令和5年度実施状況に対する各委員からの御意見及び回答

委員名	区分	御意見	回答	部局	該当課
坂元座長	重点トピックス	<p>6頁の文化生活部の①のインターネット上の人権侵害に関する啓発冊子「インターネットと人権」の作成にあたって、「被害を受ける側のみならず、意図せず加害者になることのないよう、つい行ってしまいがちな投稿等にも着目して作成」ということであるが、この啓発冊子は、どの世代に配布しているのか。</p> <p>ご案内のように、インターネットの人権侵害件数は高止まりを続けている現状がある。これまではともすれば、「被害者になった場合はどうすればいいか」という観点から問題が取り上げられてきたきらいがあるが、それと同時に、インターネットによる人権侵害にあたって加害者にならないために「責任ある情報発信」という観点から、青少年を含め、全世代を対象としたインターネット利用に関する教育・啓発が今後の重要な課題であると考えているので、質問する次第です。</p>	<p>啓発冊子「インターネットと人権」については、令和5年度に原稿を作成し、本年5月に成立した「情報流通プラットフォーム対処法」に係る所要の調整を行った上で、発行に向けた最終調整を行っているところ。</p> <p>本冊子の配布先については、府関係機関、市町村、府及び市町村教育委員会と併せて、府内大学、小中高・特別支援学校などを予定。</p> <p>また、これまで府が作成した啓発冊子と同様、学校や企業などの研修に活用いただくよう、ポータルサイト「京都人権ナビ」へ掲載することとしている。</p> <p>インターネット上の人権侵害をなくしていくためには、御指摘のとおり、SNS等で情報を発信する際の留意事項について、全世代を対象に啓発を行うことが重要と考えており、本冊子のポイントを別途予定しているSNS広告事業等で紹介するなど、多様な情報媒体を通じた活用を検討していきたい。</p>	文化生活部	人権啓発推進室
阿久澤副座長	重点トピックス	<p>文化生活部(人権啓発推進室)④インターネット上の人権侵害対策検討会</p> <p>ネットモニタリングについては、京都府ではどのような傾向があると分析されているのか、教えていただければ幸いです。(さまざまな人権課題にまたがることと思うが、どのような課題に関することが多いのか、削除要請を行うことが多いのはどのような内容のものなのか、削除実績、課題など)</p>	<p>本府のモニタリングについては、検索システムに人権侵害に用いられることの多いキーワードを入力して問題のある投稿を抽出する方式であり、キーワードには属人的なものが含まれることから、同和問題や外国人、障害のある方等に関する投稿が抽出される傾向にある。</p> <p>なお、府が行っている削除要請の状況は次のとおりであり、近年は同和問題に係る投稿が多くなっている。また、その内容についても、直接的な差別表現を回避するなど工夫されたものが見られ、人権侵害性の判断が困難になってきている。</p> <p><府の削除要請件数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 45件(同和:42 ヘイト:3) ・令和4年度 48件(同和:48) ・令和3年度 41件(同和:23 ヘイト:18) 	文化生活部	人権啓発推進室
	全体	<p>人権教育・啓発推進法(2000)に基づき策定された、人権教育・啓発推進基本計画(2002)の、改訂に向けての「取り組みが始まっています。人権教育啓発推進センターが、有識者会議の実施を受託し、その報告書がすでに法務省のウェブサイトで公開されている。坂元先生からぜひ、その概要を委員の皆様にもご説明していただければ幸いです(改訂の方向性は、京都府、府内の自治体の今後の教育啓発の方向性にも深くかかわるからです)。</p>		文化生活部	人権啓発推進室

委員名	区分	御意見	回答	部局	該当課
康委員	重点トピックス	私はどうしても外国人の問題が気になるのですが、関連事業は(個別事業)の方の資料①知事直轄組織(知事室長)にまとめられていますね。ところがこれが重点トピックスの方に入っていないのが残念でした。外国人住民をめぐる施策や日本語教育の推進等も重点的にとらえていただきたいと思います。	外国人住民とともに生きる多文化共生の取組は重点的にとらえるべきとのご指摘、ありがとうございます。外国人住民数の増加とともに、多文化共生の取組の必要性はさらに高まっております。とりわけ労働や生活の基盤となる日本語でのコミュニケーション能力が大切であるとの観点から、地域日本語教育は重要と考えており、今後は、「地域における日本語教育の推進」を重点トピックスに位置付ける方向で調整いたします。	知事室長G	国際課
	個別事業	・外国人住民に対する生活情報等の提供・相談の実施においては全23言語で対応しておられるとのこと。素晴らしいことと思いました。(個別事業①-9)	京都府外国人住民総合相談窓口の取組について評価いただき、ありがとうございます。令和元年度の設置以来、外国人住民にかかわる多種多様な相談に対応しております。引き続き、相談体制を維持し、外国人住民のお困りごとに対応してまいります。	知事室長G	国際課
	個別事業	・地域における日本語教育の推進においては、「日本語教室空白地域における新たな教室の開設支援」とありますが、実際に新たに開設した教室はあったのでしょうか。「評価」のところにその記載はないので、2023年度はなかったということでしょうか。(個別事業①-10)	令和6年7月時点で、府内では31の日本語教室に活動いただいております。一方、まだ日本語教室が存在しない空白地域は9市町村あり、未開設の市町村には教室の開設を働きかけているところです。昨年度は、府南部の2町に教室開設の働きかけを行い、昨年度中には開設までには至りませんでした。今年度、学習支援ボランティアを養成する研修を実施する予定であり、その養成者を核として、新たな教室を開設できるよう進めてまいります。	知事室長G	国際課
	個別事業	・外国人住民の生活環境の整備においては、「災害時外国人支援ネットワーク会議を3回開催、府・市町村・関係機関で情報共有し、災害時における支援体制の連携強化を図った」とありますが、「支援体制の連携」とは具体的にどのようなことでしょうか？(個別事業①-11)	災害発生時の外国人住民支援においては、何よりも言語が障害となるため、災害時に必要な情報が外国人住民にも伝わるよう、多言語での発信が必要であると考えています。そのため、発災時に市町村が設置する「災害多言語支援センター」を京都府国際センターが中核支援センターとして、支援することとしています。令和5年度の災害時外国人支援ネットワーク会議では、「災害多言語支援センター設置・運営訓練」をテーマとし、現場の避難所での動きを想定したグループワークを行うとともに、参加市町村及び地域国際交流協会から外国人防災に関する取組や困りごと等に関する意見交換を実施することで、発災時の相互の動きや役割分担等を確認し、「顔の見える関係作り」として体制及び連携の強化を図りました。	知事室長G	国際課
	—	・外国籍府民共生施策懇談会の議事概要を読みますと、時間的・経済的に日本語教室に参加しにくい人のためにzoomなどでも日本語教室を開催してはどうかという意見も見られました。これについては検討されていますでしょうか。(令和5年度第1回京都府外国籍府民共生施策懇談会 議事概要)	コロナ禍をきっかけに、生活のあらゆる場面でオンラインの活用が進みましたが、コロナ禍中に京都府国際センターでもオンライン日本語講座を開始しました。現在、令和元年に策定した「地域における日本語教育推進プラン」の改定に向け、作業を進めており、その中で、外国人住民の散在により教室開設が難しい地域や、教室がある市町村でも距離や開催曜日などにより教室に通えない外国人住民向けなどにオンラインの活用範囲をさらに広げることを検討しております。	知事室長G	国際課
	—	・外国籍府民共生施策懇談会の議事概要を読みますと、委員よりさまざまな提案がなされていることが分かりますが、それらがどのように施策に取り入れられたかということがわかりません。府のホームページのどこかに記載がございますでしょうか。	外国籍府民共生施策懇談会における意見等の施策への反映状況についてはホームページでは公表しておりません。ただ、現在改定を進めている「地域における日本語教育推進プラン」について、外国籍府民共生施策懇談会にも意見を求めており、いただいた意見等を総合的に勘案して施策を策定できるよう徹底してまいります。	知事室長G	国際課

委員名	区分	御意見	回答	部局	該当課
鈴木委員	個別事業	消費者安心サポート事業におかれて、成年年齢引き下げによる消費者被害が特に増加しなかったことは十分な評価がされると思います。他方、働きかけにより事業者が特に契約を控えるなどの対応をしてきたことも要因でもあると思われ、今後この問題が風化する時に、問題が浮上する可能性があるため、引き続き啓蒙を続けて頂きたいと思います。	令和5年度の若年者に関する消費生活相談では、最も多い商品・役務は「理美容」となっており、「内職・副業」「教室・講座」が上位に来ていることが、他の年代には見られない特徴であり、年齢等特性に合わせた消費者被害の未然防止に努める。 また、消費者教育の機会拡大や若者自身による啓発・消費者教育に引き続き取り組んでいく。	文化生活部	消費生活安全センター
	個別事業	性的指向と性自認の理解促進等に関する研究会において、啓発冊子について府内の小中学校を中心に冊子の提供依頼が多くあったとあり、関心の高さ、更なる活発な活動が期待されます。	性的少数者の方の生きづらさを解消するためには、まずは性の多様性について社会の理解を増進していくことが必要であり、本啓発冊子が様々な場面で活用されることを期待するところ。昨年施行された「LGBT理解増進法」に基づく地方公共団体の責務と踏まえ、引き続き積極的に取り組んでいきたい。	文化生活部	人権啓発推進室
	個別事業	ヤングケアラー支援体制強化事業において、相談件数が増加するも、18歳未満の相談者が伸び悩んでいるということです。18歳未満の者が自発的な相談をすることは期待しがたく、マンガやSNS配信のみならず、大人側、学校等において注意深く見守る必要があるのかと思います。子どもの貧困の問題と関わっているところ、昨年度は京都弁護士会の憲法と人権を考える集いへの共催を頂き、様々な問題を府民とともに考えることができました。米国人講師によると、学校の制服等により問題が把握しにくくなっているとの指摘があり、より注意深く見守る必要があると思いました。	ご指摘のとおり、18歳未満の当事者は、自身がヤングケアラーであることを認識していなかったり、見ず知らずの大人に相談することに対する不安感・抵抗感から、自発的な相談が難しいことが推察されますが、京都府ヤングケアラー総合支援センターでは、引き続き相談窓口を開設するとともに、オンラインコミュニティによる当事者の集いの開催や当事者に身近な学校の先生や支援者等の関係機関・団体に対して研修事業を実施するなど、支援者とセンターとがつながることにより連携体制の構築に取り組んでまいります。	健康福祉部	家庭・青少年支援課

委員名	区分	御意見	回答	部局	該当課
寺内委員	個別事業	◆⑦-3 インターネットと人権の作成 令和6年に発行予定とありますが、何部作成し、どのようにして配布されるのでしょうか。この問題は、若年層が巻き込まれることが多いので、そういった世代にも届くような工夫をお願いします。	啓発冊子「インターネットと人権」については、6000部作成し、府関係機関、市町村、府及び市町村教育委員会と併せて、府内大学、小中高・特別支援学校などへの配布を予定。 また、これまで府が作成した啓発冊子と同様、学校や企業などの研修に活用いただくよう、ポータルサイト「京都人権ナビ」へ掲載することとしている。 インターネット上の人権侵害をなくしていくためには、若年層を含めた全世代を対象に啓発を行うことが重要と考えており、本冊子のポイントを別途予定しているSNS広告事業等で紹介するなど、多様な情報媒体を通じた活用を検討していきたい。	文化生活部	人権啓発推進室
	個別事業	◆⑧-16 自殺防止総合対策事業 自殺者数が35人増加し、400人を超えました。要因などは何が考えられるのでしょうか。また中年男性層や若年層に向けた広報、啓発事業を強化とありますが、具体策としてどのような対策で強化されますでしょうか。	○令和5年の自殺者数は、統計上、年齢階級別では50代が最も多く、職業別では有職者男性が増加しております。自殺に至る原因は1つではなく、健康、家庭関係、仕事や生活、学校での問題など複合的な原因が重なることで自殺に至るという研究があり、50代は親の介護や子どもの独立、仕事上の責任増加など心理的、社会的、経済的な負担を抱えることが多い年代であり、様々な悩みが重なることで自殺のリスクが高い状態に至ってしまうのではないかと分析しています。また令和5年は新型コロナ流行時のゼロゼロ融資の返済開始や府内の倒産件数が増加していることも影響していると考えます。 ○自殺者数が増加している中年男性層につきましては、相談窓口の情報が十分届いていない、また相談すること自体にためらいがあるなどの課題があると考えており、そのためSNSなどを活用し、相談窓口の積極的な広報を進めるとともに、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な専門家につなぎ、見守る役割を担う人「ゲートキーパー」について、経営者団体や労働関係団体などと幅広く連携し、企業の人事・労務管理者や産業医などを通じて、誰でもその役割を担えることを広く周知し、養成してまいりたいと考えております。 ○また、近年、自殺者数が増加傾向にある若年層におきましても、相談窓口を広く知っていただき気軽に悩みを相談いただけるよう、大学生に協力いただき若者の視点を活かした自殺防止の啓発動画を作成し、SNSなどを通じ広く発信するほか、教育委員会や関係団体と連携し、府内の小・中・高校生を対象としたいのちの大切さやSOSの出し方などを内容とする出前授業を、さらに多くの学校で実施してまいりたいと考えております。	健康福祉部	地域福祉推進課
	個別事業	◆⑫-10 森と小川の教室推進事業 申し込みが130人を超えたとありますが、参加者は25人でした。魅力的な事業だと思いますので、より多くの方たちが参加できるような検討が必要ではないでしょうか(別の時期にする、宿泊日数を減らして2回開催する等)	本事業「みどりキャンプ」は、るり溪の自然の中で障害のある子もいない子もいっしょに共同生活を体験することを通じて、多様な立場を理解し、心のふれあいを深めることができる貴重な事業と考えている。5泊6日の長期で行うことにより、相互の理解をより深め、子どもたちは、大きく成長すると考えており、そうすると、日程の面や予算の面で複数回の開催は厳しい状況である。 参加者については、基本的には新規の方を参加対象にしているものの、キャンプの特性上、一定数のボランティアスタッフが必要であり、その確保がなかなかできないため参加者数を増やすことも難しい状況にある。 今後、参加を希望する子の思いに応えられるよう開催方法等について引き続き検討していきたい。	教育庁	社会教育課

委員名	区分	御意見	回答	部局	該当課
外村委員	個別事業	<p>ヤングケアラーについて</p> <p>1. ヤングケアラーや元ヤングケアラー同士が集い、日頃の悩みや経験を共有できる場の設定、とても必要な場の設定と考えます是非、継続して頂きたいです。</p> <p>2. インター職員が講師となり関係機関や団体に研修を実施されていること開催回数、参加人数から読み取れます継続して進めて頂きますようお願いいたします。</p>	<p>1. 京都府ヤングケアラーオンラインコミュニティ「いろはのなかまたち」について、評価いただきありがとうございます。当事者や元当事者同士が集える場所として今後とも継続実施してまいります。</p> <p>2. 京都府ヤングケアラー総合支援センターの研修事業は、関係機関・団体からの依頼に応じ実施しているところですが、研修講師の派遣依頼も増加しており、関心が高まってきていることから、引き続きセンターにおいて研修事業を実施できる体制を確保してまいります。</p>	健康福祉部	家庭・青少年支援課
	重点トピックス	<p>いじめについて</p> <p>「総合計画の数値目標に設定した「1年間の間にインターネット（フェイスブックやツイッターなど）によって、いじめ、誹謗中傷をされたことのない人の割合」については、近年の調査結果では99%程度で推移とありますが京都府にいじめに関する認知2023年1万95件 割合は中学校で大幅増となっていると記載されています。整合性を感じませんので説明をお願いします。</p>	<p>御指摘の「1年間の間にインターネット（フェイスブックやツイッターなど）によって、いじめ、誹謗中傷をされたことのない人の割合」につきましては、総合政策環境部において毎年実施している「京都府民の意識調査」により把握しているデータであります。府教育委員会が実施している「京都府いじめ調査」では調査対象や調査項目等が異なるため、結果についても異なるものとなっております。</p> <p>「京都府民の意識調査」は府内在住の満18歳以上の府民5,000人を対象に、インターネットによるいじめ、誹謗中傷の有無を調査しているのに対し、「京都府いじめ調査」では、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒を対象に、対面、インターネット上といった状況を問わず、いじめの定義（当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの）に該当するものをいじめ防止対策推進法に基づき、認知件数として調査しています。</p> <p>なお、委員御紹介の令和5年度第1回京都府いじめ調査において、いじめの形態（複数回答可）として、「パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる」と回答があった件数は小学校で160件、中学校で78件、高校で10件、特別支援学校で3件であり、近年の調査と比較して大きな増減の傾向は見られません。</p>	総合政策環境部	総合政策室
	個別事業	<p>子どもの未来を守る事業について</p> <p>「子どもの未来を守る事業 その他主要 事業 京都府子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、施策を推進・学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、その核として配置する「まなび・生活アドバイザー」の配置数を増やし、拠点となる学校から未配置校に「まなび・生活アドバイザー」を派遣する「巡回派遣方式」のシステムを充実させた。必要に応じて福祉と連携し、困難な状況の改善が図られている。・小学生個別補充学習では、時間数を増やすとともに、対象学年を弾力的に運用可能とすることで、より学校の課題に即した柔軟な学習支援ができた。・幼児教育センターから、幼稚園、保育所等の幼児教育施設に対し幼児教育アドバイザーが依頼に基づいて訪問し、助言や研修の講師をすることで、幼児教育の質を向上させることができた。」</p> <p>とありますが、プラットフォームとして位置付け核を配置する、配置数の増加、連携、継続、総合的に長期的に進められるべき事業だと考えました。経験、成果がつながるよう核になる人が長期的に関われるようお願いしたいことと、ふりかえり共有の時間を大切にしたいと考えます。</p>	<p>まなび・生活アドバイザーについては、制度上、1会計年度内での任用となっているが、次年度における再度の任用を妨げるものではない。また、関係諸機関と連携した支援については、組織的に行うものであり、まなび・生活アドバイザーの活動による成果（アセスメントシートの作成等）も含め、学校組織全体として支援が必要な児童生徒の情報共有を図りながら、関係機関との連携体制の構築がされている。</p> <p>引き続き、学校プラットフォームを効果的に運用し、困難な状況に置かれた児童生徒を適切な支援につなげられるよう、取り組んでいきたい。</p>	教育庁	学校教育課 高校教育課 社会教育課

委員名	区分	御意見	回答	部局	該当課
平野委員	個別事業	<p>■京都ウィメンズベース事業 P60 ⑥-11</p> <p>(2)実施状況</p> <p>(3)平成28年3月に策定した「京都女性活躍応援計画」に掲げる取組の実施状況の点検・評価、新たな取組の検討等を行う</p> <p>→と、ありますが、事業の実施状況なので、「行った」が正当と考えます。そのうえで、「行った」が正当であれば、「京都女性活躍応援計画」の実施状況の点検・評価、新たな取組の検討はされたのでしょうか。</p> <p>(3)評価(「効果」と「課題・今後の方向性」等)</p> <p>・企業の女性社員のキャリア意識の向上、企業の枠組を越えた交流機会の創出に寄与した</p> <p>→具体的な取り組みがあればお伺いしたい。また、その内容を記載できるのであれば記載すればわかりやすいと思います。</p>	<p>(2)実施状況について</p> <p>文末については、「行った」に修正します。</p> <p>輝く女性応援京都会議企画委員会を7月に書面開催し、各参画団体の女性活躍に関する取組の実施状況や今後の計画について確認し、京都女性活躍応援計画の参考指標に関する点検・評価を実施しました。新たな取組については、女性活躍の推進を図る上で広く府民に啓発することが必要であることから、公式Instagramを開設し、令和5年度は各参画団体のトップからの女性活躍応援メッセージ動画を発信しました。</p> <p>(3)評価について</p> <p>以下のとおり、修正して回答いたします。</p> <p>企業の女性社員をはじめ経営者や人事担当者等を対象とした研修の実施などを通じて、女性社員のキャリア意識の向上、企業の枠組を超えた交流機会の創出に寄与した</p>	文化生活部	男女共同参画課
	個別事業	<p>■マザーズジョブカフェ推進事業 P62 ⑥-13</p> <p>(2)実施状況</p> <p>→マザーズジョブカフェ、北京都ジョブパークマザーズジョブカフェそれぞれの利用状況を分けて記載いただくと利用状況がわかりやすいと思います。</p>	<p>(2)実施状況について</p> <p>以下のとおり、修正して回答いたします。</p> <p>・マザーズジョブカフェの運営、就業相談や保育相談の実施 利用者数:延べ24,308人 就職内定者数:1,411人</p> <p>・マザーズジョブカフェ及び京都テルサ利用者への一時保育</p> <p>・北京都ジョブパークマザーズジョブカフェの運営、巡回相談の実施 利用者数:延べ3,173人 就職内定者数:132人</p> <p>・再就職に向けた、仕事と子育ての両立に役立つ情報の提供やパソコン講座等を実施</p>	文化生活部	男女共同参画課
	個別事業	<p>■ヤングケアラー支援体制強化事業 P112 ⑧-11</p> <p>(3)評価(成果・効果、課題・今後の取組)</p> <p>令和4年度の事業開始から、相談件数は順調に伸びており、広報・啓発活動によりヤングケアラーやセンターの認知度が向上していると考えられるが、18歳未満の当事者からの相談件数が伸び悩んでいる状態であり…</p> <p>→広報・啓発活動によって、相談場所の認知や相談できる環境が整ってきたことは良いことではありますが、ヤングケアラーの問題については、そもそもそのような状況が発生しないことが良い社会であると考えます。記載している趣旨については理解するところですが、「相談件数が順調に伸びており」「18歳未満の当事者からの相談件数が伸び悩んでいる」との書き方には違和感を覚えます。</p>	<p>令和2年度に厚生労働省が行ったヤングケアラー実態調査では、全国で中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%の生徒が、家族の中で世話をしている人がいると回答されており、京都府下においても、ヤングケアラーと考えられる18歳未満の当事者が一定数いるものと考えます。</p> <p>ご指摘のとおり、ヤングケアラーの問題が生じない社会を目指していくことが必要であり、京都府としては、相談窓口を通じて、まず、ヤングケアラーの当事者とつながることを目指しているところであり、そこから必要な支援につなげていきたいと考えているため、18歳未満の当事者とは、まだ充分につながれていないと認識しています。引き続き、当事者とつながり、支援を行うことにより、ヤングケアラーの問題が解消されるよう努めてまいります。</p>	健康福祉部	家庭・青少年支援課
	個別事業	<p>■労働相談事業 P135 ⑨-3</p> <p>(3)評価(成果・効果、課題・今後の取組)</p> <p>②課題・今後の方向性</p> <p>・労使紛争の大半が労働法令の知識不足に起因するものであり、労働教育が課題</p> <p>・解決のためには、国・労働組合・NPO等の労働相談機関との連携強化が必要</p> <p>・令和4年4月より中小企業においても「パワーハラスメント防止措置」が義務化になる等</p> <p>労使ともハラスメント防止への意識が高まってきており、相談対応として、引き続き相談者に寄り添いながら内容を聞き取った上で、ハラスメントの定義や、事業主が講ずべき措置の説明、相談窓口等の案内を行う。</p> <p>→連合としても、労働相談については電話で受け付けていますが、労働教育が課題との認識は共有でき、学校教育のなかにも盛り込むべきではないかと考えます。解決のためには、労働組合との連携と触れたいに、労働組合としての責務を感じる所であり、対応していきたいと考えますが、令和5年の推定組織率は16.3%、パートタイム労働者の推定組織率は8.4%であるように、労働組合がない職場が多くあることから先に書いた労働教育が重要となると考えます。また、「パワーハラスメント防止措置」はもちろんのこと、近年増加している「カスタマーハラスメント」への対策も重要と考えます。</p>	<p>京都府労働相談所においては、令和5年度に4,045件の相談があり、そのうち、ハラスメントをはじめとする人間関係に関する労働相談が3年連続で最多となっています。ハラスメントの防止には、労使ともに正しい知識を身につけることが重要であるとの考えのもと、特にこれからアルバイトを始めたり就職を控えたりする学生等若い世代に向けて、ワークルールに関する啓発動画や冊子を作成し、意識啓発に取り組んでいます。また、企業に対しては、誰もが働きやすい職場環境づくりに向け、スーパーバイザー等による企業訪問を通じて、周知啓発を実施しているところです。</p> <p>社会的に大きな課題となっているカスタマーハラスメント対策も含めて、今後とも労使へ積極的に働きかけるなど、国、労働組合、NPO等の関係機関とともに、ハラスメント対策に取り組んでまいります。</p>	商工労働観光部	労働政策室

委員名	区分	御 意 見	回 答	部 局	該 当 課
柳瀬委員	個別事業	<p>・6-3,9-7のアンケート調査について、6-3「大変深まった」「おおむね深まった」で100%を占めたと記載がありますが、その割合について気になります。「おおむね」ということはまだ回答者の中で疑問に感じていることが少なからずあり、この原因や理由を追求し、認識を高める必要があると思います。また9-7のアンケート結果も同様です。</p>	<p>【文教課】(6-3(私立学校教職員人権研修会(専修学校・各種学校対象))) 6-3の研修会について、アンケート結果の割合は以下とおりです。(回収率は参加者の約7割) A 大変深まった(44.4%) B おおむね深まった(55.6%) C あまり深まらなかった(0%) D 全く深まらなかった(0%)</p> <p>本研修会では、講師が所属されている大学で実践されてきた、ダイバーシティ(多様性)に係る取組事例などについて、お話をいただきました。受講者の感想からは、大学の先進的な取組を「どのようにして自校でも取り入れていけるか」等、前向きな意見が多数見られました。一方で、大学ではない自校(もしくは法人内で複数設置しているタイプの異なる各校)において、ダイバーシティを推進していくためには、ソフト・ハード面の変革が必要となるものもあり、事例のすべてを取り入れるのは現実的には難しい面もあります。その上で、今後、各校の状況に応じて、「何ができて何ができないのかの整理が課題として残る」等の意見もあり、その点から「おおむね深まった」の回答が一定数あったものと考えております。</p> <p>なお、より理解を深めていただくため、研修会後に本研修内容について疑問質問等があれば、改めて講師にご相談いただけることを全体で確認しており、研修後のフォローアップにも努めているところです。</p> <p>【産業労働総務課】(9-7(企業・職場人権啓発推進事業)) 回答の割合は、「非常に深まった」が42.4%、「少し深まった」が56.4%となっており、「少し深まった」の割合が高くなっています。 このアンケートの結果や、研修会当日の参加者の意見等を踏まえ、テーマ設定や実施方法を工夫することで、より効果的な研修となるよう取り組んでまいります。</p>	文化生活部	文教課
	個別事業	<p>・8-11について、18歳未満の当事者からの相談件数が伸び悩んでいるが、事業開始以降相談件数は順調に伸びているということは、18歳以上の相談件数は右肩上がりに増加しているという認識であっていますでしょうか。</p>	<p>令和5年度の当事者・元当事者である18歳以上の大学生・専門学生、社会人からの相談件数は令和4年度と比べ微増している状況です。相談件数が増加している要因としては、当事者・元当事者以外の、家族や支援先、関係機関からの相談件数が増加しています。つながりたい・相談したい当事者が相談ができる窓口として、引き続き京都府ヤングケアラー総合支援センターの広報・啓発を実施してまいります。</p>	健康福祉部	産業労働総務課 家庭・青少年支援課